

損害保険及び賠償責任保険について

インターンシップ期間中の事故等に対応するため「①日本スポーツ振興センター災害共済給付（傷害保険）」と「②独立行政法人国立高等専門学校機構損害保険プログラム：総合賠償責任保険（賠償責任保険）」にそれぞれ加入しています。

①の保険は、入学時に全学生が加入している保険で、学校の管理下で行われる実習等（休憩中や通勤中を含む）で、学生が負った事故に対して保険金が支払われるものです。②の保険は、高専機構が加入している保険で、実習中に他人に怪我や持ち物の破損等の損害を与えてしまい、法律上、損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われるものです。保険の概要は、次のとおりです。

○学校保険（①日本スポーツ振興センター災害共済）

1 補償内容

- ・ 5,000 円を超える負傷，疾病に係る医療費の額の 4 割
- ・ 障害見舞金 4,000 万円～88 万円〔通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
- ・ 死亡見舞金 3,000 万円 〔通学中の場合 1,500 万円〕

2 補償の対象となる主な場合

学校管理下の事由による災害（負傷・疾病・障害・死亡）

3 補償の対象とならない主な場合

学校管理下の範囲外の事由による災害

○賠償責任保険（②独立行政法人国立高等専門学校機構損害保険プログラム：総合賠償責任保険）

1 補償内容

- ・ てん補限度額 1 事故・期間中通算 20 億円
- ・ 免責金額 1 事故 なし

2 補償の対象となる主な場合

被保険者（高専機構，高専機構学生及び教職員）が学校管理下，インターンシップの活動中及び校外学習中に賠償責任を負った場合

- ① 被保険者が所有，使用，管理する施設もしくは設備によって生じた偶然な事故
- ② 被保険者の業務遂行によって生じた偶然な事故
- ③ 被保険者が所有，使用，管理する昇降機に起因する損害
- ④ 被保険者が生産販売または提供する生産物による偶然な事故
- ⑤ 上記②の業務終了後（業務の目的物の引き渡しを要する時は引き渡し後）または業務を放棄した後におけるその業務の結果による偶然な事故
- ⑥ 施設内で来場者が所持する財物（以下「携帯品」といいます。）が，保険期間中に損壊または紛失し，もしくは窃取されたことにより，携帯品について正当な権利を有する者に対し法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑦ 人格権侵害により，法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

3 補償の対象とならない主な場合

- ① 被保険者の故意による損害
- ② 暴動または騒じょう，労働争議に起因する損害
- ③ 地震，噴火，洪水，津波等の天災に起因する損害
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有，使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害
- ⑥ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において，その約定によって加重された損害 等